

指定基準に関する留意事項と 実地指導における主な指摘事項 (訪問系サービス)

徳島県保健福祉部 障がい福祉課
在宅サービス指導担当



指定基準に関する留意事項

訪問系サービスの提供責任者・従業者の資格要件（令和6年4月以降）

サービス種類	サービス提供責任者	従業者
居宅介護	<p>①介護福祉士、看護師、准看護師</p> <p>②実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者</p> <p>③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者</p>	<p>①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者</p> <p>②居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者</p> <p>③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）2級課程修了者</p> <p>④障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者</p> <p>※④に該当する従業者がサービス提供を行った場合、10%又は30%減算</p>
重度訪問介護	<p>①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者</p> <p>②①に該当する従業者を確保できない、特にやむを得ない事情があると認められる場合、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任</p>	<p>①居宅介護の従業者の要件を満たす者</p> <p>②重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）修了者（※特に重度の障害者に対しての支援加算を算定する場合、追加課程・統合課程の修了者のみ）</p>
同行援護	<p>次の①及び②、又は③のいずれかに該当する者</p> <p>①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者又は居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者であって3年以上介護等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>②同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）及び応用課程（又は視覚障害者移動支援従事者資質向上研修）の修了者</p> <p>③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当する者</p> <p>①同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）の修了者</p> <p>②居宅介護の従業者の要件を満たす者であって、かつ視覚障がい等を有する身体障がい者等の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの（※障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者がサービス提供を行った場合、10%又は30%減算）</p> <p>③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者</p> <p>※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に盲ろう者向け通訳・介助員であった者で、令和6年3月31日において同行援護従業者であったものは、引き続き同行援護を提供することができる。</p>
行動援護	<p>行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たしていた者で、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に5年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。</p>	<p>行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日に居宅介護の従業者の要件を満たしていた者で、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に2年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。</p>

令和6年度報酬改定で創設された減算項目

■ 虐待防止措置未実施減算・身体拘束廃止未実施減算

- ・ 虐待防止措置・身体拘束適正化措置がなされていない場合に適用(所定単位数の1%)
- ・ ①担当者の配置、②全従業員に対する研修の定期的な実施(年1回以上)、③虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の定期的な開催(年1回以上)

■ 業務継続計画未策定減算

- ・ 業務継続計画(BCPが策定されていない場合に適用(所定単位数の1%))
- ・ ①自然災害に対応するもの、②感染症等のまん延に対応するものの2種類とも必要
- ・ 令和7年4月1日以降、訪問系事業所も減算対象⇒**2種類のBCPを必ず作成**してください

■ 情報公表未報告減算

- ・ ワムネット内の「障害福祉サービス等情報公表システム」で未報告となっている場合に適用(所定単位数の5%)
- ・ 毎年度の報告についてはメールで案内予定

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

医療と福祉の連携

入院前



医療機関
職員（医師、看護師、事務員等）

関係者による事前調整



相談支援
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所
職員（サービス提供
責任者、管理者、重度
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護
等の関係者も参加
する場合あり。

※福祉関係者は重
度訪問介護事業所
のみの場合あり。

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1)障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2)医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3)医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法



実地指導における主な指摘事項

居宅介護等計画、契約書、重要事項説明書等

■ 居宅介護等計画書

- ・ 提供サービス名称等が介護保険の名称となっているため、適切な障害福祉サービスの名称に修正すること。また、記載する法律名称を現行の名称(障害者総合支援法)に修正すること
- ・ アセスメント、モニタリングを適切に実施し、書面に記録しておくこと
- ・ サービス等利用計画書、有効な受給者証の写し、アセスメント、モニタリング等に基づき、適切に計画を作成すること
- ・ 計画書に、身体介護、家事援助等のサービス種別ごとに具体的な支援内容を記載すること
- ・ 外出を伴う支援について、主な目的地や外出時移動手段等を記載すること

■ 契約書・重要事項説明書

- ・ サービス名が介護保険や移動支援など、障害福祉サービス以外の事業についての記載となっているため、提供している障害福祉サービスの内容に修正すること
- ・ 記載する法律名称を現行の名称に修正すること

サービス提供記録、介護給付費の請求・通知

■ サービスの提供記録

- ・ サービスの提供記録について、修正を要する場合は見え消し修正を行う等、訂正したことを明確にすること
- ・ 身体介護、家事援助等、サービス種別ごとに具体的な内容を記載すること(入浴、調理等)
- ・ 外出を伴う支援を行った場合、外出時の目的地や移動手段、所要時間等、具体的な介助内容を記載すること
- ・ 買い物代行等の外出支援において金銭の預かりが生じた場合、預り金の金額、利用者へ返還した金額等、具体的な内容を記録すること

■ 介護給付費の請求、法定代理受領通知

- ・ 介護保険併用の利用者について、介護保険と障害福祉サービスで重複して請求していた
※請求が重複していてもシステムエラーが出ないため、過誤調整を行った事例あり
- ・ 法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合、利用者に対し介護給付費の額を通知すること(利用者から自己負担を受領していない場合も同様)

利用者の受給資格の確認、相談支援事業所との連携

■ 受給資格の確認

- ・ サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量等を利用者の受給者証に記載し、受給者証の写しを保管しておくこと
- ・ 受給者証の写しに記載されている有効期限が切れている場合、有効な受給者証の写しを必ず確認すること

■ 相談支援事業所との連携

- ・ サービスの提供に当たっては、相談支援事業所と密接に連携し、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画を定期的に確認し、個別支援計画に反映すること
- ・ 個別支援計画を相談支援事業所に交付すること(R6報酬改定で新設)

★ 受給者証や利用計画の確認を怠った結果、支給決定や利用計画にないサービス提供をしたことで、過誤調整を行った事例あり(特に2人介護のケース)

虐待を防止するための措置

- 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）
 - ・ 事業所において虐待防止委員会を定期的に(少なくとも年1回)開催し、議事録等の記録を作成し、従業員に周知すること
 - ・ 法人内の他の事業所と合同で開催することや、定期ミーティングや身体拘束適正化委員会等、他の会議と兼ねて開催することも可能
- 虐待の防止のための研修の定期的な実施
 - ・ 従業員全員に対し、障がい者虐待を防止するための研修を定期的に(少なくとも年1回)実施すること
 - ・ 厚労省が作成している研修資料や、県が実施する「障がい者虐待防止・権利擁護研修」の資料をご活用ください。
- 参考資料（厚生労働省HP）
 - ・ 障害者虐待防止法に関する通知・手引き
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html
 - ・ 令和6年度障がい者虐待防止・権利擁護研修資料(虐待防止委員会に関する内容を含む)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00019.html

勤務体制の確保、特定事業所加算等

■ 勤務体制の確保

- ・ 従業者の員数について、常勤換算2.5名以上となっているか確認すること
 - ・ 資格証の写し等、従業者の資格要件の根拠となる書類を適切に管理しておくこと
 - ・ 事業所内での研修計画を策定するなど、従業者の資質向上に努めること
- ※基準上、年に1回以上実施する義務がある研修は次の3つ

- ① 業務継続計画(BCP)に関する研修(避難訓練、図上訓練等を含む)
- ② 障がい者虐待防止のための研修
- ③ 身体拘束適正化のための研修(②と同時に実施可能)

■ その他

- ・ 特定事業所加算を取得している事業所では、加算要件を満たしていることを適時確認すること(①体制要件、②人材要件、③重度障害者等対応要件)
- ・ 変更届、廃止・休止・再開届等を適切に提出すること(様式は県HPに掲載)